

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループでは、常に変化し続ける社会環境・ビジネス環境をいち早く察知し、迅速かつ積極的に対応するとともに社会的に公正な企業活動を推進するためには、プロセスを明確にする会社文化、チェック・アンド・バランスが働く組織体制、事業遂行の会議体、透明性・納得性の高い業績評価システムと内部統制システムを整備するとともに、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要であると考えております。この考え方にに基づき、経営に対する経験・知見豊富な社外取締役・社外監査役に積極的に経営に参加してもらうことがコーポレート・ガバナンスに肝要であると考え、そのような体制の充実を図っております(取締役10名 うち社外取締役2名、監査役3名 うち社外監査役2名)。また、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にすることがコーポレート・ガバナンスの維持にとって不可欠であると考え、全取締役の任期を1年としております。さらに、経営陣の最適な人選がコーポレート・ガバナンスを確立する上で重要であるとの認識から、取締役候補者の選任に関し、社外取締役・社外監査役を中心に当社社内規程による指名委員会を随時招集し、活用しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般財団法人WNI気象文化創造センター	1,700,000	15.78
株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート	1,700,000	15.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	662,400	6.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	511,200	4.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	360,000	3.34
株式会社千葉銀行	360,000	3.34
石橋忍子	353,800	3.28
ウェザーニューズ従業員持株会	292,100	2.71
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイ エスジー エフイーエイシー	226,200	2.10
日本生命保険相互会社	200,000	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 5月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松尾 修吾	他の会社の出身者				○	○				○
磯野 可一	学者									○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
松尾 修吾	○	——	企業経営者としての知見・経験も踏まえ、当社において社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言をおこなってきていること等から適任であると判断し、社外取締役として選任しているものであります。
磯野 可一	○	——	医学者として、また大学経営の知見・経験も踏まえ、当社において社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言をおこなってきていること等から適任であると判断し、社外取締役として選任しているものであります。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

重要契約等については内部監査部門が確認の上、業務上やコンプライアンス上の問題点があれば、監査役会と連携しこれを調査し、必要に応じ社長に報告を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
立野 嘉之	他の会社の出身者								○	○
水野 創	他の会社の出身者					○			○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
立野 嘉之		——	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、当社の経営に関して意見・助言が行われることを期待し、選任しております。
水野 創		——	日本銀行においてわが国の金融決済システムの企画・運営に務められた中で豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営に有用な意見・助言をいただけることを期待し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社および当社子会社の取締役、従業員の業績向上に資するためのストックオプションとして、新株予約権を付与しております

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役支給総額 220,116千円 (社外取締役を除く)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 【業績連動型報酬制度の導入】

当社の役員報酬の額は、実力・実績を基本として、役員の役職・責任に応じて客観的な視点を取り入れた透明性の高い報酬制度となっております。

なお、第26期(平成24年5月期)における役員報酬は固定報酬とは別に、事業年度の終了後に業績目標の達成度に応じた業績連動報酬を採用することとしております。

また、社外取締役及び監査役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定報酬のみの支給としております。

### 【ストックオプション制度の導入】

当社では、金銭以外の報酬としてストックオプション制度があります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査室にて1名が社外取締役の業務に協力し、必要に応じ社内部署に協力を要請

監査役室にて1名が社外監査役の業務、監査役会の業務に協力し、必要に応じ社内各部署に対し協力を要請

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<会社の経営上の意思決定、執行監督に係る経営管理組織、その他コーポレート・ガバナンス体制の状況>

### (1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、自らが市場に対して開かれた会社であるという深い自覚を持ち、株主をはじめ、お客様、役員・従業員などを含むあらゆる人々との情報交信を通じ、当社の「サポーター価値創造」を、社員全員の力で実現することを経営理念としております。

当社は、株主、お客様に対してはもとより、社内においても「真理の前には社長たりともひざまずけ」の方針のもと、必要な情報は誰にでも与えられ、いかなることもオープンに議論でき、またそのプロセスを明確にする会社文化を持ち、これを『情報民主主義』文化として育んでおります。また、常に変化し続ける市場環境に対応するため、経営の理念として『AAC(Aggressively Adaptable Company)』を志向し、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させ、公正な企業活動の推進を図っております。

このふたつの方針のもと、運用指針としては、当社の役員・従業員一人ひとりが起業家精神を持ち続けることを何よりも大切とし、「自立なきところに自律なし」を管理・運営システムの根幹に位置づけております。また、「相互信頼の文化」のもと、自律分散統合型企業を目指して、間接情報に偏重することなく、一人ひとりの「目による管理」の重要性を自覚しております。

また、経営の組織体制は、SHOP制(サービス企画・運営・開拓部門)を軸として、GSI制(共同利用インフラ運営・開発部門)、SMS制(直営販売部門)の三者より組成し、これらの各部門が最大に機能を発揮するとともに、相互に啓発する中で、チェック・アンド・バランスを働かせております。

さらに、事業遂行にあたっては、SMART(Service Menu Affirmative Review and Tollgating)月間や、AAC(Aggressively Adaptable Company)会、SSM(Speed & Scope merit Meeting)会等の各種会議体を通じて、会社のビジョン・経営方針を、業務遂行にかかわる役員・従業員全員で共有しベクトルの合致を図り、経営課題に対する意思決定、適切履行、および経営の合理化・効率化を推進しております。また、手続きではなく手順(プロセス)を重んじ、形式主義に陥ることを戒める一方で、暗黙知としての会社文化が日々新たに生まれてくるものであることを理解し、社内的に公知・公認された会社文化、知恵・情報等を、常に社内報やイントラネットなどの手段を通じて、文字や図解、映像や音声化して共有する形式知文化を尊ぶことにより、全員参加型の経営と社内ルール・法令厳守の実現を図っております。

社外からの目によるコーポレート・ガバナンスの仕組みとしては、常に変化し続ける社会環境・ビジネス環境をいち早く察知し、迅速かつ積極的に対応するとともに社会的に公正な企業活動を推進するために、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要であると考えております。この考え方に基づき、経営に対する経験・知見豊富な社外取締役・社外監査役に積極的に経営に参加してもらうことがコーポレート・ガバナンスに肝要であると考え、そのような体制の充実を図っております(取締役10名、監査役3名のうち、社外取締役2名、社外監査役2名)。

また、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にすることがコーポレート・ガバナンスの維持にとって不可欠であると考え、全取締役の任期を1年としております。

さらに、経営陣の最適の人選がコーポレート・ガバナンスを確立する上で重要であるとの認識から、取締役候補者の選任に関し、社外取締役・社外監査役を中心に指名委員会を適宜設置し、活用しております。

当社は取締役の定員を定款にて15名以内としております。また、定款により、その選任に関する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票にはよらないものとしております。

なお当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外役員との間で、法令の定める限度まで社外役員の責任を限定する契約を締結しております。

## (2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

### 1)会社の機関の内容

#### a.取締役会および監査役会

重要事項の審議・決議にあたっては、社内取締役および社内監査役に加え、社外取締役および社外監査役が出席する、月1度開催の定時取締役会にて審議いたしております。取締役会は当社グループのビジネスモデルに通じる社内取締役と、経営経験が豊かでより広い見識を持つ社外取締役という、社内外の英知を積極的に事業運営に取りこむことで取締役会の機能を高めております。

当社監査役は、当社グループの業務に深い経験を有する社内監査役と、経営について深い見識を持つ社外監査役にて監査役会を構成し、取締役の業務執行について業務監査ならびに会計監査を、取締役会と監査役会が「親しみ合ってなれ合わない」を基本スタンスにそれぞれの機能をはたすことにより、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

#### b.指名委員会

指名委員会は当社の経営陣に新たに参画する社長、副社長、専務、常務、取締役の候補者を選任する社長の諮問委員会です。メンバーは、会長、社長、副社長、社外取締役、社外監査役からなり、新任の役員候補者を遂行実力、人格等の面から総合的に判断し、株主総会に対する役員候補として選定いたします。

#### c.報酬委員会

報酬委員会は当社取締役の報酬額を決定する社長の諮問委員会です。メンバーは、社長および、外部有識者からなり、報酬の額については、実力・実績を基本として、役員の役職・責任に応じて客観的な視点を取り入れ答申しております。

#### d.賞罰委員会

賞罰委員会は当社役員および社員について、当社企業文化とブランドの点から、この強化発展に貢献した者に対する表彰と、これに対する不適切行動をおこした者に対する譴責、減給、出勤停止、懲罰解雇等の措置を決定する大波ミーティングの常設委員会です。メンバーは、大波ミーティング及び大波ミーティング議長より指名を受けた社外役員からなり、賞罰の事案が発生した場合の他、毎月定例会を開催し、候補者の選定をいたします。

#### e.ブランディング推進委員会

ブランディング推進委員会は、当社のコーポレートブランドの確立のため、当社が社内外に発信するすべてのコミュニケーションが、当社企業理念と活動の様式にふさわしいものであるために必要なブランディング戦略の策定と、これにもとづく実行計画の策定、実施をおこなっております。

#### f.コンティンジェンシー・プランニング委員会

コンティンジェンシー・プランニング委員会は、危機管理を所掌する組織として、当社グループ全体のリスク管理の基本方針を定めるとともに、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進める非常設の委員会です。

#### g.業務執行のための会議体等について

当社グループでは、社員の経営方針に対するベクトルを合わせ、社内ルールと法令遵守を徹底し、経営課題の適切な遂行および経営の合理化、効率化を図ることを目的に、下記の会議体をもって業務執行を行っております。

#### (1) SMART (Service Menu Affirmative Review and Tollgating) 月間

毎年3月から5月にかけて、当社グループの経営職(当社の経営を現在または将来になう職種)が参加する各部署、部署間、全社ベースの事業計画作成のための会議や新サービスメニューの発表会であるGCF (Global Content Fair)を開催する期間

##### <目的>

当社グループ全体の新年度事業計画の基本方針を各レベルの会議やGCFを通じて、検討・確認いたします。最終的にGCF後のCLIMAX (CLiming to the MAX of Dream) 週間において新年度計画作成を完了いたしますが、このプロセスを通じて、年間計画における戦略の確認、経営方針に対するベクトルあわせを行い、グループ全体としてのコーポレートガバナンスにも寄与しています。

#### (2) AAC(Aggressively Adaptable Company)会議

月1度、全ての経営職が参加して実施する会議。

##### <目的>

AAC会議は、SMART月間を通じて作成・確認した事業計画の月次進捗状況を確認する会議で、各市場の市場環境の変化を確認し、前月までの実績数値とこれをベースにした当期計画の進捗と変化を把握するとともに、積極的な対応策を確認しております。

この計画に対する市場環境の変化や数値面での実績・計画の変化に係る情報を経営職のリーダーが共有し、グループ全体としての業務の執行に関するベクトルあわせを行なうことにより、グループ全体としてのコーポレート・ガバナンスにも寄与しています。

#### (3) 大波ミーティング

週1度、社内取締役等が参加して実施する会議。

##### <目的>

業務運営にかかわる意思決定の迅速性を保ち、機動的な運営体制を維持するため、SMART月間、取締役会で確認した事業計画について、運営および販売の現場における実施状況、問題点等の情報を共有するとともに、全社的な業務運営に係る審議・意思決定を行っております。

#### (4) SSM会(Speed & Scope merit Meeting)

週1度、経営職が参加して実施する会議。

##### <目的>

当社グループがフォーカスする市場(専門分野=店)に関する運営を推進するリーダーならびに担当者が事業の進捗状況を確認するとともに、新コンテンツの開発等の投資提案をはじめとする現場の業務展開に対する提案等を議論し、その意思決定に現場のリーダーが参加する場となっております。

#### (5)その他

上記の他、全社員の参加による経営という理念のもと、会社の重要な方針や方向性を議論または情報共有する場として全社員が参加可能なSF(Staff Forum)会を定期的に開催しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由



### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	5月末が決算期であることから株主総会は集中日を回避しています。
その他	株主の皆様ができるだけ参加しやすいよう開催日を土曜日または日曜日に設定しています。また、株主総会では株主の皆様からのご意見を真摯に受け止め、ご質問に丁寧にお答えすることを心がけているとともに、株主総会後には、株主サポーターフォーラムおよび会社見学会などを実施し、より当社事業に関する理解を深めていただけるよう努めております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家の皆様を対象に半期、期末の決算発表時に開催(年2回)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料および動画説明、開示資料、IRスケジュールなど会社ホームページ「株主・IR情報」に掲載。タイムリーに更新しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを担当する部署としてSRコーナー(広報・IR担当)を設置。財務、社長室と連携しながら株主、投資家、投資関係者との適切なコミュニケーションを行なっています。	
その他	個人投資家に対しては他社が主催する説明会、機関投資家に対しては個別訪問等を通じて適宜説明を行なっています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念「サポーター価値創造」のもとで株主、社員、顧客、地域住民を重要なステークホルダー(当社ではサポーターと呼んでいる)として位置づけるとともに、日常の業務の中でも常に全社員が意識して行動しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	気象を専門としていることから、業務そのものが社会貢献性の高いものであり、業務・サービスを通じて社会貢献を実践しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報民主主義」の基本原則にのっとり、すべてのステークホルダーに対して可能な限り情報をオープンにすることを定めています。

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### < 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 >

当社は、自らが市場に対して開かれた会社であるという深い自覚を持ち、株主をはじめ、お客様、役員・従業員などを含むあらゆる人々との情報交換を通じ、当社の「サポーター価値創造」を、社員全員の力で実現することを経営理念としている。

当社は、株主、お客様に対してはもとより、社内においても「真理の前には社長たりともひざまずけ」の方針のもと、必要な情報は誰にでも与えられ、いかなる事もオープンに議論でき、またそのプロセスを明確にする会社文化を持ち、これを『情報民主主義』文化として育てている。また、常に変化し続ける市場環境に対応するため、経営の理念として『AAC(Aggressively Adaptable Company)』を志向し、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させ、公正な企業活動の推進を図っている。

このふたつの方針のもと、運営指針としては、当社の役員・従業員一人ひとりが起業家精神を持ち続けることを何よりも大切とし、「自立なきところに自律なし」を管理・運営システムの根幹に位置づけている。また、「相互信頼の文化」のもと、自律分散統合型企業を目指して、間接情報に偏重することなく、一人ひとりの「目による管理」の重要性を自覚している。

また経営の組織体制は、SHOP制(サービス企画・運営・開拓部門)を軸として、GSI制(共同利用インフラ運営・開発部門)、SMS制(直営販売部門)の三者より組成し、これらの各部門が最大に機能を発揮するとともに、相互に啓発する中で、チェック・アンド・バランスが働き、より高い価値創造を生み出すサービス運営を実現している。

さらに、事業遂行にあたっては、SMART(Service Menu Affirmative Review and Tollgating)月間や、AAC(Aggressively Adaptable Company)会議、SSM(Speed & Scope merit Meeting)会等の各種の会議体を通じて、会社のビジョン・経営方針を、業務遂行にかかわる役員・従業員全員で共有しベクトルの合致を図り、経営課題に対する意思決定、適切履行、および経営の合理化・効率化を推進している。また、手続ではなく手順(プロセス)を重んじ、形式主義に陥ることを戒める一方で、暗黙知としての会社文化が日々新たに生まれてくるものであることを理解し、社内的に公知・公認された会社文化、知恵・情報等を、常に社内報やイントラネットなどの手段を通じて、文字や図解、映像や音声化して共有する形式知文化を尊ぶことにより、全員参加型の経営と社内ルール・法令遵守の実現を図っている。

以上のシステムを担う、個々の役員・従業員の業績に対する評価は、一人ひとりが、「MMCL(My & My Colleague Leader=私は私と私の仲間のリーダー(自らが行動を見せる事により仲間をリードしていく起業家))」の精神にもとづき、(大)事業方針にそって各人が(小)目標・課題・問題点などを定め、これらを「有言」し、テーマを共有化することをこの評価システムの基本としている。3ヶ月毎に役員・従業員により開催されるMME(Matrix Management Evaluation)にて、全社による目による管理・確認をおこなっている。また有言・実行に際しては未達成でも評価され、単なる「結果主義」に陥ることなく「プロセスも同様に評価する」と考える透明性、納得性の高い業績評価システムを運営している。

社外からの目による内部統制の仕組みとしては、経営に対する経験・知見豊かな社外取締役(取締役10名のうち社外取締役2名)を積極的に経営に参画させるとともに、社外監査役(監査役3名のうち社外監査役2名)による業務執行の適切な監査を通じ、経営体制の一層の充実を図っている。

以上を受けて、会社法第362条および会社法施行規則第100条にもとづき、内部統制の整備に関する基本方針を制定している(平成21年6月29日一部改定)。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### < 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 >

##### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、経営理念において「社会貢献する全球郷土人」として「自然と共存する豊かな人間社会に貢献することを自らの使命と考え、行動する」ことを目指しております。この精神に則り、「全球郷土人」としての社会的責任を全うするため、当社グループは反社会的勢力等との一切の関係を持たないこととしております。

##### (2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備

当社は「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、法令と社会規範の遵守について教育・啓蒙を行なうとともに、内部監査室が業務執行の法令適合性の監査を行い、上記のような基本的考え方を実践することに努めております。万一、反社会的勢力からの関係を強要された場合には、法務部門を中心に顧問弁護士、警察などと連携を図り、事案に応じて対応することとしております。



1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。当社では、株式の上場に際して、市場には短期、中長期のスタンスや様々な目的の投資家が併存することがあり得ると理解しております。言うまでもなく、上場会社である当社の株券等については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量取得行為の提案又はこれに類似する行為があった場合に、当社の株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

したがって、当社は、当社の株券等について大量取得行為がなされる場合に、それが当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

一方当社は気象会社として世界で初めて株式を上場しておりますが、これは公的機関にもまさるともおとらない公共のインフラを運営する企業体としてふさわしいガバナンス、透明性（トランスパレンシー）等を追求することが上場する大きな意義と認識しているが故です。当社では、市場においてもこの上場の意義が理解されることを期待しており、市場をはじめ社会全般において理解いただけるように事業運営に取り組んでいます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量取得行為の提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の経営理念は「サポーター価値創造」（当社では、当社がサービスを提供し、当社を支持していただいている企業及び個人をサポーターと呼びます。）であります。この経営理念は様々な企業価値の源泉から成り立っており、これらに対する理解がなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保、向上させることはできないと考えております。特に、当社の企業価値の源泉は、(1)気象市場を創造し続ける人材、企業文化、経験知、(2)24時間365日サービス&サポートを継続的・安定的に提供する人材、仕組み、(3)世界中のサポーター（企業、個人）との価値共創を通じて築かれた信頼関係、(4)上記(1)～(3)を基礎として長期間にわたり構築されてきたブランド力（知名度と信頼を裏切らない力）にあると考えております。したがって、当社の株券等の大量取得行為を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させるのでなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益は毀損されることになりかねません。

当社としては、このような当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切あり、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、中長期にわたる企業価値を持続・発展させていくことこそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上を目的に、当社の新中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、更に、業績に応じた株主の皆様に対する利益還元を従前通り進めてまいり所存です。これらの取組みの実施を通じて、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、上記の当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大量取得行為は困難になるものと考えられます。したがって、これらの取組みは上記1. 記載の基本方針に資するものであると考える所存です。

したがって、これらの取組みはいずれも上記1. 記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切なものによって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1. 記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成23年8月7日開催の第25期定時株主総会における株主の皆様のご承認の下、当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）への更新を行いました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、若しくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等保有割合及びその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為、又は、これらの提案（以下、「買付等」といいます。）を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。具体的には、買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただき、本プランに係る手続の開始後、(1)当社取締役会による評価、検討、交渉及び意見形成のための期間が終了するまでの間、又は、(2)当社取締役会により株主意思確認手続が実施される場合には、同手続が完了するまでの間、買付等が開始することができないものとします。買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合等、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがあると認められた場合には、当社は対抗措置（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約券（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施）を講じることがあります。

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、取締役の恣意的判断を排するため、(1)株主意思確認手続を実施することにより株主の皆様のご意思を確認するか、又は、(2)当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るか、のいずれかの手続を履践することとし、当社の取締役会は、株主意思確認手続の結果、又は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

なお、本プランの詳細については以下のウェブサイトに掲載している平成23年7月8日付プレスリリース「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照下さい。

[http://weathernews.com/ja/nc/ir/info/2011/110708\\_baisyubouei.pdf](http://weathernews.com/ja/nc/ir/info/2011/110708_baisyubouei.pdf)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

